

保護者のみなさまへ

幸手市長 木村 純夫

幸手市学校給食費補助制度について（お知らせ）

市では、保護者の経済的負担を軽減することにより子育て支援を推進するため独自に給食費を援助する制度を下記のとおり行っています。

7月上旬、補助対象と見込まれる保護者のみなさまに、補助金申請書を児童生徒（下記例1のとき第2子、例2のとき第3子）を通じてお渡しする予定です。

申請は毎年必要となります。お忘れないうようお願いいたします。

記

1 補助の対象者

- (1) 市内小・中学校及び特別支援学校の小学部・中学部に在籍している児童生徒が2人以上いる保護者。（2人目以降の児童生徒が補助対象）
- (2) 保護者と児童生徒は市内に同じ住所を有し生計を一にしていること。
- (3) 学校給食費に未納がないこと。（下記例1のとき、3人分の学校給食費）
- (4) 生活保護や就学援助等の公的扶助を受給していないこと。
※支給額には学校給食費分が含まれているため。

<具体例>

（例1）兄弟が3人

 <p>第1子 :市内中学校1年 又は特別支援学校1年</p> <p>給食費の補助なし</p>
 <p>申請書配付 第2子 :市内小学校5年</p> <p>給食費の2分の1補助</p>
 <p>第3子 :市内小学校3年</p> <p>給食費の全額補助</p>

（例2）兄弟が3人

 <p>第1子 :高校1年</p>	 <p>第2子 :市内中学校2年</p> <p>給食費の補助なし</p>
 <p>申請書配付 第3子 :市内小学校6年</p> <p>給食費の2分の1補助</p>	

（例3）兄弟が2人

 <p>第1子 :私立中学校1年</p>	 <p>第2子 :市内小学校6年</p> <p>給食費の補助なし</p>
---	--

裏面あり

2 幸手市小・中学校に在籍している児童生徒の場合の補助金支給額

令和7年度給食費	補助割合	補助額
(1) 中学生 月額 4,900円 年額 53,900円 ただし3年生の場合 年額 52,500円	第2子の場合(2分の1)	前期 12,250円 後期 14,700円
	うち中学校3年生の扱い	前期 12,250円 後期 14,000円
	第3子以降の場合(全額)	前期 24,500円 後期 29,400円
(2) 小学生 月額 4,300円 年額 47,300円	第2子の場合(2分の1)	前期 10,750円 後期 12,900円
	第3子以降の場合(全額)	前期 21,500円 後期 25,800円

3 支給時期

(1) 前期分

4月から9月までの学校給食費の納付状況を確認のうえ、10月下旬に指定口座にお振り込みします。

給食費に未納がある場合、補助金の支給はできませんのでご注意ください。

(2) 後期分

10月から3月までの学校給食費の納付状況を確認のうえ、3月下旬に指定口座にお振り込みします。

給食費に未納がある場合、補助金の支給はできませんのでご注意ください。

担当：幸手市教育委員会教育部教育総務課
 電話 43-1111 内線 622・623
 FAX 43-3188